

リサイクル対象品

家電リサイクル法対象 4 品目

「エアコン」、「テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」は、家電リサイクル法の対象品目です。

◎処理方法

① ご自身で搬出・運搬処理をする

製品のメーカーやサイズを確認後、最寄りの郵便局に備え付けられている「家電リサイクル券」に必要事項を記入後、リサイクル料金を支払います。製品と一緒に「家電リサイクル券」「郵便払込受付証明書」を持参し、下記の指定引取場所に運搬してください。

指定取引場所（会津管内 2 箇所）

株式会社 会津丸三 （☎0242-94-2041）

所在地：会津若松市河東町八田字大野原 205 番地
【国道 49 号 会津河東カントリークラブ入口付近】

受入時間：午前 8 時 30 分～11 時 30 分
午後 1 時～4 時 30 分まで（日曜日、祝日休み）

株式会社 釜屋 会津事業所 （☎0242-23-1874）

所在地：会津若松市町北町大字始字見島 78 番地
【公益社団法人福島県トラック協会会津支部 北隣】

営業時間：午前 8 時～11 時 30 分
午後 1 時～午後 4 時まで（日曜日、祝日休み）

② 家電量販店等に処理を依頼する

インターネットや家電量販店での買い替えの場合、これまで使用していた製品の引き取り処分も行っています。※詳しくは、販売店にご確認ください。
※販売店で設定している運搬料金・手数料等を加算した金額になります。

③ 収集運搬業者に処理を依頼する（搬出・運搬が困難な場合）

町が許可している収集運搬許可業者（37 ページ掲載）に連絡し、処理を依頼してください。料金については直接お問い合わせください。

※家電リサイクル券システムの詳細は、家電リサイクルセンターホームページ（<http://www.rkc.aeha.or.jp>）をご覧ください。お問い合わせはTel0120-319640 へ IP 電話などフリーダイヤルにつながらない場合は、Tel03-5249-3455 へ